

懲戒請求書

東京第一弁護士会会長 殿

懲戒請求者

氏名

住所

連絡先

対象弁護士	所属事務所及び事務所の所在地	
氏名	唐澤貴洋	法律事務所Steadiness 東京都港区三田2丁目2-15三田綱町デュープレックスR's301
登録番号	43044	

申し立ての趣旨

貴弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを強く求める。

懲戒を求める理由

当該弁護士は、「弁護士唐澤貴洋の CALL IN SHOW」(<https://twitter.com/CallinShow>)と題する自身のツイッター上で2021年7月4日に行われていた東京都議会議員選挙に関し、江戸川区選挙区において立候補していた大西洋平候補に対して投票日に「来たな。綺麗事だけの政党は信用しても仕方がない。緑も青もイメージと違うんだよ。オレは、ただ一つ言えるのは、江戸区の大西洋平さんを応援している。江戸川区に住んでいる方、聞いてくれ。この人は本物だよ。#江戸川区 #都議選 #大西洋平 <https://twitter.com/xburnere/status/1411339472130633728> 」と公職選挙法第129条に違反したツイートをした(<https://twitter.com/CallinShow/status/1411340826190307334> 魚拓 <https://archive.ph/BxMyu>、魚拓サイト所在地の日本との時差のため7月3日付である)上、後のYoutube配信にて当該ツイートの件について「全く問題ない」と法を軽視した発言している。また、未曾有のテロ事件を起こしたオウム真理教の麻原彰晃を茶化すという過去にオウム真理教が坂本堤弁護士一家殺害事件を起こしたことを肯定するような法を司る人間として断じて許しがたいツイートを行う(<https://twitter.com/CallinShow/status/1495406714983976967>) (<https://twitter.com/CallinShow/status/1495417592932347904>)など、弁護士としての倫理観が著しく欠如している。

以上のことから、被調査人の行った一連の行動は弁護士法第56条第1項の所属弁護士会の秩序又は信用を害し、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するので、当該弁護士の懲戒を強く求める。

以上